

一般社団法人日本独文学会賞規程

(2019年6月8日施行)

(目的)

第1条 ドイツ語、ドイツ文学およびドイツ語教育の研究と普及を目的とする学術団体としての一般社団法人日本独文学会は、学術的立場からその学会員の優れた研究業績を評価し、公に顕彰するために、日本独文学会賞（以下、学会賞と略す）を設ける。

(学会賞の部門)

第2条 学会賞には、研究業績の執筆言語と発表形態により次の4部門を設置する。

1. 日本語研究書（単行本）を授賞対象とする日本語研究書部門
2. ドイツ語研究書（単行本）を授賞対象とするドイツ語研究書部門
3. 日本語論文（非単行本）を授賞対象とする日本語論文部門
4. ドイツ語論文（非単行本）を授賞対象とするドイツ語論文部門

(学会賞の授賞件数)

第3条 日本語研究書部門およびドイツ語研究書部門はそれぞれ毎年1件程度、日本語論文部門およびドイツ語論文部門はそれぞれ毎年2件程度とする。

(選考対象となる研究業績)

第4条 次の条件のすべてを満たす研究業績を学会賞の選考対象とする。

1. 当該研究業績発表時および授賞時に日本独文学会員である者の研究書または論文
2. 選考年度の前年1月1日から12月31日までに印刷公表された研究書または論文
3. 自薦または他薦によって応募のあった研究書や論文、または日本独文学会機関誌に掲載の論文
4. 執筆者の年齢は、日本語研究書部門およびドイツ語研究書部門では特に年齢制限を設けず、日本語論文部門およびドイツ語論文部門については論文の印刷公表年の12月31日で36歳以上とする。

(選考委員会および選考委員)

第5条 4部門に対応して日本語研究書選考委員会、ドイツ語研究書選考委員会、日本語論文選考委員会、ドイツ語論文選考委員会の4つの委員会を設け、それぞれ若干名の委員でこれを構成する。

- 2 選考委員は理事会の議を経て会長が依嘱する。
- 3 選考委員の任期は1年とする。なお、3期連続して選考委員を依嘱されることはできない。
- 4 各選考委員会は、委員の互選により委員長と副委員長を選出する。
- 5 委員長は選考委員会を代表し、副委員長は委員長を補佐するとともに、必要に応じて委員長の代理を務める。

(募集および審査結果の公表)

第6条 4部門とも応募の締め切り期日は理事会が決定し、ホームページで公表する。

- 2 各選考委員会は応募締切年度内に選考結果を会長に報告する。
- 3 会長は、選考結果について、理事会の承認を得たのち、公表する。

(授賞の認証と授賞式)

第7条 受賞者には賞状と副賞を授与する。

- 2 授賞式は選考結果公表後の研究発表会においておこなう。

(事務局)

第8条 庶務委員会および学会賞を担当する理事が事務局を構成する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 ドイツ学術交流会（DAAD）からの財政的助成と選考への協力に鑑み、この協力が続

く間は賞の名称を「日本独文学会・DAAD賞」とする。